



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 訓令

*17 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

(技術調査課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第17号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程 (昭和49年和歌山県訓令第16号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記第3号様式 (第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略 (前払金の使用等) 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうち前払金の100分の25以内の額に限り、この工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>略 (賠償金等の徴収) 第56条 略 2 略 3 第1項の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。</p> <p>略</p> </div>	<p>別記第3号様式 (第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略 (前払金の使用等) 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>略 (賠償金等の徴収) 第56条 略 2 略</p> <p>略</p> </div>

別記第8号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

別記第9号様式中「氏 名 印」を「氏 名 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。